

第十九回国

参議院地方行政委員会會議録第十二号

昭和二十九年三月二十二日(月曜日)午後二時五十分開会

出席者は左の通り。

委員長 内村 清次君
理事 石村 幸作君
菅 末治君
館 哲三君

委員

伊能繁次郎君
高橋進太郎君
島村 軍次君
秋山 長造君
若木 勝藏君
笹森 順造君
加瀬 完君

國務大臣

塚田十一郎君

政府委員

自治政務次官 青木 正君
自治庁財政部長 後藤 博君
事務局側

常任委員

福永幸一郎君

常任委員

伊藤 清君

自治庁長官官房調査課長

兼子 秀夫君

本日、の會議に付した事件

○地方税法の一部を改正する法律案

(内閣送付)

○入場譲与税法案(内閣送付)

○昭和二十九年年度の揮発油譲与税に関する法律案(内閣送付)

○地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○地方財政法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○地方行政の改革に関する調査の件(昭和二十九年年度地方財政計画に関する件)

○本委員会の運営に関する件

○委員長(内村清次君) 只今から地方行政委員会を開会いたします。

先ず地方税法の一部を改正する法律案の提案理由を自治庁長官から聞くことにいたします。

○國務大臣(塚田十一郎君) 地方税法の一部を改正する法律案は入場譲与税法案、昭和二十九年年度の揮発油譲与税に関する法律案と一本になつております。

○委員長(内村清次君) それでは入場譲与税法案、昭和二十九年年度の揮発油譲与税に関する法律案、この三案を一括して提案理由を塚田國務大臣から説明を聞きます。

○國務大臣(塚田十一郎君) 只今、議題に供されました地方税法の一部を改正する法律案、入場譲与税法案並びに昭和二十九年年度の揮発油譲与税に関する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明いたします。

現行地方税制はシャッブ勘合を基礎として昭和二十五年に制定されたものでありますが、その一部は未だ実施に移されない等世上に相当の批判もあつたので、政府におきましても、鋭意

これが検討を加えると共に、特に地方制度調査会を設置いたし、その具体的な改革の方法を諮問いたしましたところ、先般その答申がなされ、次いで税制調査会からも、国税、地方税を通ずる改正の一環として地方税制の改革案が答申されたのであります。ここに提案いたしました改正法律案はいずれも、おおむねこれらの答申の趣旨に沿つて立案されたものであります。これを要約いたしますれば、改正の基本的方針は、次の五点にあると申すことができるのであります。

第一は、地方団体の自立態勢の強化に資するため、独立財源の充実を図ることとあります。言うまでもなく、地方団体の自主財源を拡充して、財政運営に對するその責任の所在を明確にして参りますことは、地方自治の健全な発達の上からも、財源の効率的な使用の上からも、極めて肝要なこととあります。終戦後屢次にわたる改正により地方税制は次第に充実強化せられたのであります。が、なお、地方歳入総額に對する地方税収入の割合は全体を通じて三十二、三%に過ぎず、他面、国庫補助負担金、地方財政平衡交付金及び地方債の中央政府に依存する歳入は歳入総額の五十六、七%にも達するような状況でありますので、今回の改正に當りましては、たゞ消費税や不動産取得税の新設、揮発油譲与税の一部の増加は避けながらも二百五十八億円の増減による減収と四百二十九億円の自

然増収を加減して差引六百二十四億円の独立財源の増強を図つたのであります。この結果地方税収入の歳入総額に占める割合は三九%、中央政府に依存する歳入の歳入総額に占める割合は五〇%となる見込であります。

基本方針の第二は、地方団体相互間における税源配分の合理化を期することとあります。現在地方税収入がその総体において不足していることは前に述べた通りであります。更に立ち入つて各団体ごとに見ました場合、その不足の程度には甚だしい差異があることは周知の通りであります。勿論いづゆる富裕団体と言われる地方団体に於いても、住民の福祉向上のための自治行政を行ふ上からは、あえてその税源を取り上げるべきではないのであります。が、国民負担の現状におきましては、これら富裕団体の税源の一部を割いて、他の地方団体の自主財源の強化に振り向けることも止むを得ない措置であると考えまして、大規模償却資産に對する固定資産税の一部を市町村から道府県に移し、入場税を国税に移管してその徴収額の九割を譲与すること人口に按分して道府県に譲与することとに共に、法人事業税の道府県間の分割方法につきましても、より一層の合理化を図つたのであります。これらの措置により、地方税源の實質的な増加額は、前に述べた額を更に上建ることになるものと考えるのであります。

基本方針の第三は、地方税の税種相互間における負担の均衡化を図ることとあります。即ち個人事業税の現行税率による負担は重きに過ぎますし、事業相互間の税率区分につきましても世上相當の非難があらはれますので、その税率の引下げと税率区分の合理化を図つたのであります。又、土地や家屋の値上りを考慮した場合、固定資産税の負担は過重であると思われ、そので、償却資産に對するその負担の緩和をも企図して、一面においては不動産取得税を設けると共に、他面においては固定資産税の税率を引き下げようとしております。このほか、自動車税につきましても揮発油税の負担をも考慮し、揮発油以外の燃料を使用する車及び高級乗用車を中心として税率を引き上げることをいたしましたのであります。

基本方針の第四は、道府県に對し、住民が広く負担を分任する税種を与え、現行税制のもとにおいては、道府県税の殆んど全部を占めます事業税、入場税、遊興飲食税及び自動車税はいずれもその税源を専ら都市に依存しているものであります。換言すれば、農山漁村においては、道府県から幾多の行政上の利益を受けながらも見るべき税負担をしていないという実情にあるのであります。かような税制のもとにおいては、道府県民全体の意思を反映して行われるべき道府県自治行政の円満な運営は困難であると認められるばかりでなく、そも／＼自治の基本は構成員が広く負担を分任することにある

第三部 地方行政委員会會議録第十二号 昭和二十九年三月二十二日【参議院】

と考へられますので、この際道府県民税及びたばこ消費税を新設して、道府県税制上におけるこの欠陥を是正しようとしたのであります。

基本方針の第五は、税務行政の簡素合理化を図ると共に、国、道府県及び市町村の三者間に徴税上の協力体制を確立することであり、御承知の通りに、シャウプ勧告に基づく現行税制は、租税の賦課徴収について、国、道府県及び市町村の三者間における責任の帰属を明確にすることを基調としております。このことは地方自治の確立のためには必要なことであります。半面そのために税務行政が区々になり、経費の増加と徴税事務の重複を来し、納税義務者に対しては無用の手数を煩わしていることが少なくないのであります。かかる点に鑑みまして、今次の改正案におきましては、事業税の課税標準の算定は原則として国税のそれによることとし、個人に対する道府県民税の賦課徴収事務についてもこれを市町村に委任して市町村民税と共に取扱いこととし、又、不動産取得税及び大規模債権資産に対する固定資産税における評価事務等については道府県と市町村のいずれか一方の決定に統一することとしたのであります。併しながら、統一に走るのみならず明らかに事実上相違することを不問に付するといふことは、租税原則からみましても適當ではございませんので、かかる場合には、それ／＼国、道府県及び市町村の三者間において相互に連絡し合うことにより税務行政上の合理化と協力化を図るよういたしているのであります。

ここに提案されました三つの法律案

の立案における基本方針は以上の通りであり、そのうち地方税法の一部を改正する法律案につきまして、その具体的内容について概略を御説明いたします。

改正事項の第一は、道府県民税の創設であります。道府県民税の納税義務者の範囲は、市町村民税のそれと全く同じくし、市町村民税の一部を移譲して道府県民税を起すこととし、従つて個人に対しては均等割及び所得割を、法人に対しては均等割及び法人税割をそれぞれ課することとし、標準税率につきましては、個人均等割は百円、法人均等割は六百元、法人税割は法人税額の五割、個人所得割の総額はその道府県の所得税額の総額の五割と定めております。

第二は、事業税に関するものであります。附加価値税は、シャウプ勧告によつて制定されて以来遂に今日まで実施を見るに至らなかつたのであります。今日の経済情勢並びに国民輿論の動向を考えますときは、これが実施は不適當と考えますので、これを廃止することとしたし、その代り現行の事業税及び特別所得税を統合して事業税とし、次のような修正を加えて存置することとしたのであります。

その一は負担の軽減を図るため個人事業税においては基礎控除の額を引き上げ、税率を現行のおおむね三分の二程度に軽減し、法人事業税においては、所得五十万円までの部分についてはその税率を二割に引き下げることにいたしましたのであります。

その二は、税率区分の合理化を図るほか、原則として非課税の範囲を整理したことであり、

その三は、課税標準たる所得の算定方法を所得税又は法人税のそれに合せたことであり、

第三は不動産取得税であります。これは土地又は家屋の取得に對し、その土地又は家屋の所在する道府県において課するものであり、その課税標準は不動産の価格とし、その標準税率は三割であります。ただ本税の創設が現に払込している住宅の建設を阻害することがあつては適當でございませんで、新築住宅については百万円、新築住宅用の土地については六十万円までの部分に對してはそれぞれ課税しないように考慮を払つてゐるのであります。

第四は自動車税に関するものであります。車種相互間の負担の合理化を図るため税率の一部引上げを行うと共に、全般的に調整をいたしたのであります。第五はたばこ消費税の創設であります。日本専売公社が小売人に売り渡すたばこに對し、小売定価を課税標準として小売人の営業所所在の道府県及び市町村において公課することとし、税率は、道府県又は市町村に於ては百十五分の五、市町村に於ては消費税に於ては百十五分の十としてゐるのであります。

第六は市町村民税に関するものであります。おまむね道府県民税の創設に伴うものでありまして、税率につきましては、道府県民税に移譲したものをそのまま引き下げる措置をとつております。

第七は固定資産税に関するものであります。その一は、税源配分の合理化を期するため市町村の人口段階別に規定する一定の価額をこえる大規模の償

却資産については、その償却資産所在の市町村の課税権を制限し、この一定の価額をこえる部分については道府県に固定資産税の課税権を与えようとするのであります。この改正規定は市町村財政の激変を避けるため昭和三十年から率施行することとするほか、若干の緩和措置を考慮いたしてあります。

その二は、税率につき不動産取得税の創設とも関連いたしまして、昭和十九年度は一・五割と、昭和三十年以降は一・四割とすることとしたのであります。

その三は我が国の経済再建上重要な機械設備等について課税標準の特例を設けて、経費負担の軽減を図るほか、償却資産に対する固定資産税の免却点を五万円に引上げようとしたのであります。

改正事項の第八は、その他の税についてであります。その一は、狩猟者税の税率を一本化したことであり、その二は、徴税事務の簡素化を図る意味におきまして、現行の自転車税及び荷車税を統合して自転車荷車税としたことであり、その三は、電気ガス税の非課税品目につき現行品目との均衡を考慮し、地方鉄軌道、金属鉱物の掘採等を追加し、次に電気料金の改訂が行われましますときから率施行するものとしたことであります。

次に、入場譲手税法案について御説明いたします。御承知のように、入場税は古くから地方税でありましたもの、昭和十三年に支那事變特別費に充てるため国税に移譲されると共に、その一部を地方団体相互間の調整財源として還元されることになつたのであり

ますが、戦後、地方団体一致の強い要望の下に昭和二十三年再び地方税となつたのであります。今回、先に申し上げました基本方針の一つであります地方団体相互間における税源配分の合理化を期する見地から、比較的財政平衡交付金の不交付団体に入入の多い入場税を、形式的には国税に移して、人口按分により各都道府県に平等に還元する方法をとることによつて、これらの団体の独立財源を少くした上で半面普遍的に収入の得られるたばこ消費税を国から移譲を受けるなどにより、全地方団体に對して新たに独立財源を付与する途を選ぶこととしたのであります。

以下本法案の内容につき御説明いたします。この入場譲手税は、入場税の収入額の十分の九に相当する額とし、都道府県に對し、その人口に按分して譲与するものでありまして、その用途につきましては、国は条件をつけた制限をつけたりしてはならないものといひ、入場譲手税が一般財源であることを明らかにいたしましたのであります。

最後に、昭和二十九年の揮発油譲手税に関する法律案につきまして御説明いたします。御承知のごとく、揮発油の大部分を御使用して運行される自動車は道路を損傷いたしますことから、揮発油税は、道路整備の財源の充てられるべきであるとの論はつとになされてゐたのであり、昨年道路整備費の財源等に関する臨時措置法が制定され、揮発油税相当額は道路整備五十年計画の財源に充てるべきものとされたゆゑんもここに於けるものと考へるのであります。

併しながら、自動車の利用度の多い都道府県道は勿論、国道も管理責任者は都道府県及び五大市又はその長であり、その道路の管理に要する費用は都道府県及び五大市の負担となっており、その一部は、揮発油税を道路損傷負担の一部であると考えますならば、その収入の一部は都道府県及び五大市に帰属させることが相当と思われるのであります。殊に道路整備五カ年計画の対象に取り入れられる道路は改築修繕を要する国道並びに都道府県道の一部であります。これらについてはその負担金又は補助金に伴う地方負担分の財源が必要であり、又この計画に取り上げられない一般の都道府県道その他の道路の維持、改築及び修繕に要する費用は、いずれも都道府県及び五大市において負担しなければならぬのであります。このような点を考慮いたしまして、今回本法を立案いたしましたのであります。

以上地方税法の一部を改正する法律案、入場譲与税法並びに昭和二十九年年度の揮発油譲与税に関する法律案につき、その提案の理由並びにその内容の概略を御説明申し上げたのであります。何とぞ慎重御審議の上、速かにこれら法律案の成立を見ますようお願いいたします次第であります。

○委員長(内村清次君) それでは次に、地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案の提案理由をお願いいたします。

○国務大臣(塚田十二郎君) 次に只今提案せられました地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

残額は広く道路に関する費用に充てられよいものとしたしておるのであります。

以上地方税法の一部を改正する法律案、入場譲与税法並びに昭和二十九年年度の揮発油譲与税に関する法律案につき、その提案の理由並びにその内容の概略を御説明申し上げたのであります。何とぞ慎重御審議の上、速かにこれら法律案の成立を見ますようお願いいたします次第であります。

○委員長(内村清次君) それでは次に、地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案の提案理由をお願いいたします。

○国務大臣(塚田十二郎君) 次に只今提案せられました地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

であることは認めざるを得ないのであります。理想はともあれ現行地方財政平衡交付金制度の中にも欠陥が存在していることを肯定せざるを得ないのであります。

このような観点から、政府は、先になされた地方制度調査会及び税制調査会の答申の趣旨を尊重しつつ、現行地方財政平衡交付金制度に検討を加えた結果、地方財政平衡交付金を改めて地方交付税とし、その総額を国税である所得税、法人税及び酒税の一定割合として、その地方独立財源である性格を明らかにし、地方財政の自律性を高め、安定性を確保する一方、その交付の基準は現行地方財政平衡交付金制度のそれによることとし、地方税収入と相対して地方団体がひとしくその行うべき行政を遂行することができるよう必要なる財源を補填することを旨とし、その交付基準の設定を通じて、地方行政の計画的な運営を保障することとし、本法を提案して各位の御審議を煩わすこととしたのであります。換言すれば、地方交付税制度は、基本的には現行地方財政平衡交付金制度と同じく地方団体に對しその必要なる財源を保障することを目的とするものではあります。地方財政平衡交付金とは異なり、その保障の仕方は単年度ごとにはなく、長期的であり、旧地方交付税と同じく地方団体の独立財源とするに比べて、地方財政平衡交付金制度に比し、より一層地方財政の自律性及び安定性を高めようとするものであります。

次に本法案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。第一は、地方交付税の総額に関するものであります。その一は、毎年度分として交付すべき交付税の総額であります。地方交付税は所得税、法人税及び酒税の二〇％であり、毎年度分として交付すべき地方交付税の総額は、予算技術上所得税、法人税及び酒税の収入見込額の二〇％に当該年度以前の年度において収入見込額によりずして交付した額と決算額との過不足分を加減した額としたのであります。

その二は、交付税の種類であります。交付税の種類は、地方財政平衡交付金における同様普通交付税と特別交付税との二種類であります。交付税の総額が一応自動的に定つて参りますために、その額は従来と異なり、交付税の総額の百分の九十二を普通交付税と、百分の八を特別交付税とすることとしたのであります。

その三は、普通交付税の総額と各地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額の合算額との調整であります。普通交付税の総額は、一応法律上、自動的に定まるのであります。が、その総額は交付税の性格上本来各地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額を補てんすることを究極の目標としたして現実に算定した結果、各地方団体について現実に算定した基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額の合算額が、引き続き普通交付税の総額と著しく乖離することとなつた場合においては、或いは地方行政制度の改正を行い、或いは又交付税の所得税、法人税及び酒税に対する割合を変更することによつて調整をいたすこととしたのであります。ただこの差額が計算上の誤差とも考えられるような僅かなものである場合においては、地方財政自体において処置することといたしております。なお、財源不足額の合算額を超えて、地方交付税を交付いたしました場合においては、地方団体自体において財政調整の措置をとることを建前として、別途御審議を願います。

地方財政法の一部改正法案において所要の改正を準備いたしております。第二は、交付税の交付方法に関するものであります。交付税の交付方法は、交付税本来の性格上原則として現行地方財政平衡交付金の交付方法によるものとしたのであります。先般行われました給与改訂の平年度化等諸情勢の変化に鑑み、若干の変更を加えることといたしました。その一は、給与改訂の平年度化等に伴い、単位費用に所要の改訂を加えたこととあります。その二は、測定単位の数値、補正係数及び基準財政収入額の算定方法を法定いたしましたこととあります。

以上が、本法案の内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上速かに可決せられんことを希望するものであります。

○委員長(内村清次君) 次に、地方財政法の一部を改正する法律案の提案理由を伺います。

○国務大臣(塚田十二郎君) 只今議題となりました地方財政法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略につきまして御説明申し上げます。

政府は今般地方税制度を始めとして地方財政制度の改正を行うこととし、すでに関係法律案につきまして、各位の御審議を煩わしているのであります。が、これら諸制度の改正に伴いまして、

地方財政の運営に關しては、新制度に即応してその健全で自主的な運営を図り、また必要の改正を行ふ必要があり、補助金等の臨時特例に關する法律案等地方財政に關連する諸法案の制定に伴ひ、地方財政法の諸規定につき、必要の改正を行ふ必要が生じて参りましたので、ここに本法律案を提案いたしました次第であります。

次に法案の内容につき、その概要を御説明申し上げます。第一は、地方財政運営の自律性を高めるため、地方団体自体において年度間に互る財政の調整を行うことを地方団体の財政運営の基本的な方針の一としたこととあります。今同地方財政平衡交付金を地方交付税とすることにより、地方財政の自律性は一段と高められたのであります。一方地方交付税の総額は一応自動的に定つて参ります結果、現実には各地方団体について算定したいわゆる財源不足額の合算額と交付税の額とが一致をしない場合が生ずることとなり、或いは財源不足額以上に地方交付税の交付を受けたり、或いは地方交付税が財源不足額を満すに足りないこととなる事態が生ずるわけであり、これらの事態に對処するため、現実の地方財政の運営について慎重な配慮が必要であると共に、他方現下、地方を通じてその財政規模の合理化を進めて参りますために、その財政運営に當つて、より一層計画的な運営を行うことが必要となつて参るのであります。これらの諸点を勘案いたしました結果、いわゆる地方団体の一般財源が基準財政需要額を著しく超える場合には、地方団体

は、地方交付税の交付団体であることと交付団体であることとを問はず、財政規模の激変を避けて、交付税が財源不足額に不足する場合に對処する等のため、超過額の一部を積み立て又は地方債の償還財源に充てる等みずからその財源を調整する措置をとるものとし、年度間における財政運営の円滑を期することとしたのであります。

第二は、補助金等の臨時特例に關する法律の制定等に伴ひ、同地方団体相互間における経費の負担關係に必要の改正を加へたこととあります。即ち、母子相談員、母子手帳等に関する図書負担に關する規定の適用を当分の間停止し、漁業関係の調整に要する経費を同がその全部又は一部を負担するものとすると共に、地方団体が負担する義務を負わない経費に關する規定を整備いたしましたのであります。

第三は、地方債の流通性の確保に便ならしめるため、地方債に關する諸法の適用の規定を整備すると共に、次の他諸法律の制定に伴ひ、規定の整備を圖つたこととあります。

以上が本法律案の内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上、速かに本法律案の成立をみますようお願い申し上げます。次第であります。

○委員長(内村清次君) ちよつと連記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(内村清次君) 連記を始め

それでは地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案の説明を願います。

○政府委員(後藤博君) 地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案につ

きまして、只今長官から御説明がござりましたので、簡単に補足説明をさせていただきます。

先ず第一の問題は、現行の交付金制度をなぜ改正するかという問題であります。従来平衡交付金制度の欠陥と稱せられておるものがいろいろあるものであります。一番大きな問題として、先ず第一に総額の決定につきまして非常に紛争が絶えない、この紛争を断ち切る方途を講ずべきである、こういう意見が地方制度調査会及び税制調査会両方の意見としてあつたのであります。又一般のかたんの御意見でもあつたのであります。それが第一の欠点と稱せられておつた点であります。第二点は、交付金が地方財源という觀念が非常に稀薄でありまして、地方団体の自主性を非常に害しておる。従つて中央依存の弊風を醸成するといふ欠陥があるといふことが強く言われておつたのであります。この二つの欠陥を是正する方途として、地方制度調査会及び税制調査会において考えられたものが交付税法であります。その考え方は大體同じような考え方でありまして、国税の一定率を以て総額とする。それによつて地方の独立財源の性格を明らかにする。従来のような争ひをなくするといふ考え方でありまして、私もこの考え方でありまして、交付税法の制度に改めることにいたしましたのであります。

第二に、交付税の性格の問題であります。これも先ほど長官の御説明の中にありましたが、簡単に申し上げます。交付税の性格は国税及び地方税の一定率の独立財源であるといふ考え方を強く持つております。この点は配付

税と同じ考え方であり、交付金よりも安定性があるといふふうに考えております。それから財源保証の仕方でありまして、これは交付金と多少異なつておりまして、交付金のほうは年度に非常な徹底した細微な財源保証をいたしておるのではありません。併し交付税のほうは財源保証の仕方が非常に長期的でありまして、単年度ではなくして長期に亘つて保証をするという考え方に立つております。それから同時に保証の仕方が非常に大まかになつております。この点が交付金制度よりも不安定であるといふことがあり得るかと思ひます。それから財源調整の仕方が交付金と同じように一定基準によりましてありますが、交付金よりは徹底してありますが、交付金よりは不徹底にならざるを得ないといふことであります。結論的に申しまして、交付金の理念には立脚しておらず、交付金の理念には長所と配付税の長所とを噛み合せて、両者の調和を圖つたといふ考えであります。従つて両者の下度中間よりも多少交付金のほうに寄つておる考え方をいたしております。

これが交付税の性格であります。それから第三の問題は、年度間の調整の問題であります。地方制度調査会及び税制調査会においてそれら意見が異なつております。地方制度調査会におきましては、年度間の財源不足の場合にその調整方法といたしまして、特別会計において積立、借入方式をとる、こういうふうになつております。税制調査会のほうでは財源不足額は交付税の総額に按分して交付する、こういうことになつております。税制調査会のほうの意見は完全にあてが

い扶持という觀念になつております。その点につきましていろいろ御議論のあつたところであります。年度間の調整は一応調整方式はとらないという観点に今度の改正案では立つております。特別会計において年度間の調整をしない、地方団体自体において年度間の調整をして行こう、こういう考え方になつておるのであります。そういう方になつて地方財政の自主性を損なひたいとして地方財政の自主性を損なひたいとして行きたい。それから實際問題として、積立、借入方式といふのができるかという問題があるのであります。積立をいたしましたとしても、積立金の取崩しにつきましては、いろいろ又政治的な動きがあつて、同じような問題が生ずる可能性があります。それから借入となつて、この方式はどうかと公債の形式をとらざるを得ない。ところが現在の金融財政状況は、公債の発行の形式をとることは妥當ではないといふ意見がございまして、年度間の調整方式は一応とらない、こういうことになつております。

従ひまして独立財源の考え方を強く出してありますので、僅少の差がありましたが、引續いて財源の不足額と交付税額とが異なつて参りますような事態が生ずる場合には、その場合には制度の改正なり率の改正をする、こういう方式にいたしております。

それから第四は、交付税の総額の問題であります。総額の決定は先ほど申し上げたように、国税であり、酒税及び法人税の二〇％、それから酒税の二〇％、こういうふうに分けております。それ二〇％であります。二十九年度は交付金のほうが早くきま

りましたので、酒税を中心にしてその
ほうを二〇％とりましたので、所得税
及び法人税の一九・六六％に相成つて
おります。国税の一定率について自動的
にきまるという考え方に立つております。

それから交付税の種類であります
が、種類は交付金と同じように普通交
付税と特別交付税の二つの種類に分け
まして、そうしてやはり全体の九二％
を普通交付税、八％を特別交付税にい
ましております。ただ交付税の総額と
それから地方団体の財源不足額の総額
とが異なつて参りました場合に、交付
税の総額のほうが財源不足額よりも多
い場合があります。その多い場合には
多い分だけは特別交付税のほうに廻し
て行くといふことにいたしてございま
す。少かつた場合には八％のうち二％
だけ食い込み得る、二％を一応限度と
して食い込んで参る、その場合に二％
食い込んで参る、その場合に二％
という場合には従来の通り一定の調整
率を用ひまして、基準財政需要額を圧
縮する、こういう考え方に立つておる
のであります。

それから第五に、交付税の交付方法
であります。交付税の交付方法は原
則として現在の交付金の方式をそのま
ま踏襲いたしまして、基準財政需要
額と基準財政収入額の差額を交付す
る、こういう建て方になつてございま
す。であります。二十九年度は給
与改訂の平年度化その他補助金等の
改正がございまして、それ、その
率を繰込みました単位費用の改訂をい
たしてあります。それから従来の交付
金法では測定単位の数値、それから補
正係数、基準財政収入額の算定の方法
等につきまして、法定することになつ

ておりますので、その基準を法定いた
したいと考えておるのであります。
改正案の概要を補足説明申上げまし
た。

次は地方財政法の一部を改正する法
律案であります。これは非常に簡単
であります。先ほどの長官の説明に
ございまして、一つは交付税に関
連する問題であります。交付税の総
額が自動的に定まつて参りますので、
年度間の調整を特別会計の中でやら
ないで、地方団体自体がやるといふ考
え方に立つております。従ひまして、そ
の調整の方式について一つの指針を考
えようといふのが改正の第一点であり
ます。それは地方交付税法の制定に伴
ひまして、地方公共団体の一般財源が
基準財政需要額を著しく超過するよう
な場合におきましては、災害その他止
むを得ない事由があり得る場合を除く
のほか、それ、その地方団体において
超過額の一部を積立をいたしまして起
債の償還に充てますとか、その他所要
の措置を講ずるものとするという一つ
の指針を掲げております。

それから第二点は補助金等の臨時
特例に関する法律の制定に伴ひまし
て、所要の規定の整備を図つたのであ
ります。これも技術的な規定でありま
す。廃止されましたところの補助金
を落して従来開通つておりましたもの
を訂正いたしてあります。

性の確保に資したい、かように考えた
次第であります。いずれも技術的な規
定であります。
以上でございます。

○委員長(内村清次君) それでは地方
財政の状況報告を兼子調査課長から説
明を求めます。

○説明員(兼子秀夫君) それでは地方
財政の状況報告の御説明と、資料の御
要求がございまして、前回にお配りい
したと思つておりますが、二十七年
度決算から見た地方団体の赤字の原因
という三枚ばかりの印刷物、この二つ
を御説明申上げます。

状況報告につきましては、一頁から
三頁まで序のところで二十七年の地
方財政の状況につきまして、大體特徴
を挙げて御説明をいたしてございま
す。それは先ず第一に国の決算と地方
財政の決算とを比較して見ますと、
国の財政のほうにおきましては歳入総
額が一兆七百八十八億圓、歳入総額が
八千七百三十九億圓で、歳計剰余金
二千四百九十九億圓、翌年度繰越歳出の財
源充當額を差引きますと、実質上の決
算は八百五十九億圓の剰といふことに
相成つております。これに對しまして
地方財政の決算状況は、歳入総額が八
千五百三十億圓、歳入総額が八千四百
二十億圓で、歳計剰余金は百十億圓で
ございまして、同様に翌年度の繰越歳
出の財源を二百九十六億圓必要であり
ますので、それを差引きいたしました
実質上の決算は八百八十五億圓の財源不
足といふことに相成つております。又
これを赤字団体なり赤字額の増加の傾
向から見てみますと、赤字団体は千六
十九と書いてございまして、これは千
四十九の誤りでございまして、一千四十

九団体で前年度の約一・五倍となり、
又その歳計不足額は百五十四億圓の多
額に上つておりました。前年度の二・
四倍に達してあります。これを先ほど
申上げましたような事業繰越や支払繰
延等翌年度繰越歳出の充當財源を控除
いたしました実質上の決算について見
ますと、財源不足となつております。団
体が二千六百三十一億圓に及び、その
財源不足額は約三百億圓に達する見込
でございまして、

又、かくのごとく地方財政が窮乏化
した姿は地方財政における一般財源の
形において見ますと、国庫財政におけ
る租税収入の歳入総額に対する割合が
七八％を占めておるのに対して、地
方財政におきましては、歳入総額中
の租税収入の占める地位は三六％を占
めておるのに過ぎないのであります。
また、地方財政平衡交付金を加えまし
ても、一般財源は歳入総額の五二％を占
めるに過ぎないのであります。この
割合が前年度から見ても減つておるの
でございまして、

又いま一つの見方から以下第一から
第五まで決算状況について特色を挙げ
てございまして、第一の特色は、前年
度は地方財政計画と実質上の税収との
比較、即ちその超過額は二百十二億圓
あつたのでございまして、二十七年
度におきましては、その超過額が減少
した金額が百四十三億圓となりまして、
差額が約六十九億圓減つておるので
ございまして、財政計画から見ますと、百
四十三億圓もオーバーしておるのではな
いかといふことになるのでございませ
うが、団体のほうから見ますと、前年の
ほうがそれだけ差であつた、かような
見方でもできるわけでありまして、これ

地方財政の窮乏化の直接の原因と見ら
れると思ふわけでは
第二の特色は都道府県の地方税収入
が、徴収率が上昇しているにもかかわらず、
財政計画の見込額を下廻りまし
て、増収率は殆んど僅少であつて、都
道府県は二十六年度におきましては朝
鮮プールの景気によりまして、法人事
業税等の増収等がありまして、非常に
税が伸びたのであります。二十七年
度以後におきましては税収入が伸び
ず、逆に大阪府等二十二府県におき
ましては、前年より税が減つておる。
これが大きな赤字の原因になつておる
と思ふのでございまして、

第三の特色は、地方税収入の増収、
地方財政平衡交付金の増加にもかかわ
らず、これら一般財源が歳入総額中に
占める割合が前年度よりも低下した。
都道府県におきましては前年度より
四・九％、市町村におきましては一・
八％低下したのでございまして、

第四の特色は、人件費の増加が著し
いこと、即ち給与改訂、諸手当の改訂
等のための人件費の増加額が七百十九
億圓でありまして、一方それに対応す
る税なり、平衡交付金なりの増加、即
ち一般財源の増加があるわけではござ
いまして、これが先ほど申上げましたよ
うに税等が減りました関係もありまし
て、この増加額が六百五億圓にしか達
しません関係で、その面から見ます
と、人件費と一般財源の増加との差額
が百十四億圓不足をする、このような
姿に相成つておるのでございまして、

第五の特色は、同様な地方財政の窮
乏の姿が投資的経費、即ち仕事のほう
にも現れておるわけではございませ
うが、投資的経費総額におきまして、前

年度より四百十七億円増加しておるの
でございしますが、一般財源、即ち税と
補助金や起債等がありますので、さよ
うな特定財源を引きまして、一般財源
の充当額だけを見ますと、六十九億円
減つてゐる。更にこれは単独事業費に
おいて顕著に見られるところでありま
して、単独事業費の増加は前年度が著
しく伸びた関係もありますが、前年度
に對しまして二十四億円、即ち四〇%
の伸びにとどまり、一般財源の充当額が
逆に八十四億円前年度より減つてお
る。かような五つの特色が考えられる
と思ふのでございます。

次に四頁から二十三頁までが二十七年
年度の決算を分析いたしておるのでござ
います。第五頁の表、即ち第一表が昭
和二十七年年度の決算の概況でござい
ます。縦に見て頂きますと、蔵入、蔵
出、歳計剰余金、これが只今申上げま
した決算、形式上の決算と申します
か、決算の決算額でございます。その
次に事業繰越と支払繰延等がござい
ますので、その充当財源を引きまし
た一番下の欄が純剰余(財源不足)額
と、こう書いてございます。三角にな
つておりますのが赤字でございます
が、これが実質上の決算と我々がいつ
ている問題でございます。同様に一番
おしまいに各団体別の決算を七十四頁
以下に挙げてございますが、欄の見方
は同様でございまして、下から三段目
の再差引純剰余金(A)マイナス(B)と書い
てありますのはここでいう実質上の決
算であります。それを下の二段、即ち
これは下の欄は形式上の決算として比
較をしておるのでございます。

それから元に戻りまして、第五頁で
都道府県における決算状況を見てみま

すと、只今申上げました七十四頁の附表の第一に各県別に書いてございますが、そこに上から三番目のところに三角のついておるのが赤字団体でございます。一番大きなのが兵庫県で十一億六千九百万円の赤字、それから京都府が十億、新潟県が四億、長野県が四億、石川県が三億、このようにこれらの府県の赤字額が四十五億円に達しております。支払繰延等を入れますと三十五億円に達しまして、不足額が百三十八億円に達する状況でございます。

次に五大市を見ても、附義第二、即ち七十六頁に個別的に書いてありますが、赤字の団体が三団体で、横浜、京都、大阪が赤字になっております。その下の欄を順序よく見て頂きますと、黒字の団体は名古屋だけで、あとは皆赤字になっております。

それから市につきましては、附表第三、七十六頁から七十七頁以下、ずつと個別的に挙げてございますが、これは百三十二市が歳計剰余金、即ち黒字でございまして、百四十六市が赤字になつております。更に事業繰越や支払繰延の財源等を考慮いたしましたして、実質上の決算を見てみますと、赤字となつるものが二百一市に達します。其の隣に実質上黒字であるのは僅かに七十七市、市の赤字の状況がひどくなつておるのでございます。赤字の著しい市を見てみますと、尼崎市が六億三千五百万円、これが筆頭でございます。松山市が三億一百万円、堺市が二億、一億を超えるものは広島、下関、明石、豊中、松本、防府、吹田、山口、鳥取、岩国、小松島等でございます。そのうち原因が何であるかということが御要求の資料にあるのでございますが、尼

崎等は地盤沈下等がありまして、後年度に属する工事の繰上施行をいたしております。そのようなのが赤字の原因であります。中には、それ以外は税が減つておるとか、戦災がひどいとか、或いは鳥取のごとき火災災害がひどいというような原因が挙げられておるの
ひんじふこます。

町村につきましては、附表第四の通りでございまして、これは府県別にいくつてございまして、八十八頁以下に書いてございしますが、これは蔵入、蔵出、蔵計剰余金、これは府県別に組みまして、特に下の欄には赤字団体だけの蔵入、蔵出、蔵計不足額というものの蔵入を出してございまして、蔵計不足、赤字となつておる町村が八百八十九町村もございまして、その蔵計不足額が二十二億円でございます。蔵計剰余金を出しておる町村は八千八百五十四町村で、その計剰余金は六十六億円でございまして、特別区は附表第五の通りで、これらなども黒字になつておりますが、実質上の決算においては、二区だけが財源不足となつております。

それから前年度決算状況との比較なしてみますと、七頁の第二表に書いてございしますように、蔵計剰余金は四十三億九千九百九十九円、前年度の半増以下、四四％に蔵計剰余金が落ちておるものでございまして、

以下省略をいたしまして、八頁の終から三行目に赤字団体と赤字額、これが先ほどのほうで御説明いたしました赤字団体数と赤字額の問題でございまして、二十七年におきましては、赤字団体数が千四百九十九団体で、金額が五十四億五千九百九十九円、前年度より千十一億六千九百九十九円増ということになつております。

それから九頁の第四表は、実質的赤字団体数と実質赤字額という角度から見ております。これによりますと二十七年度は二千六百三十一団体で三百億六千五百万円ということに相成つております。

次は十頁以下でございますが、二十七年度の決算の分析と挙げておりますのは、十頁、十一頁に挙げておりますのは、歳入歳出の款別で二十六年度、二十七年度を対比してございます。歳入におきましては千五百九十四億円の増になつております。二三％増でございます。

それから十一頁から十二頁にかけての表は歳出を款別でなく、性質別に消費的経費と投資的経費、かようなカテゴリーで分析をいたしてございます。十二頁の半ば頃からそれについて御説明をいたしてございますが、税収入が三千七十七億円になりまして、歳入総額中に三十六%を占めておりますが、平衡交付金がか千四百五十億円で一七%、国庫支出金が千六百十八億円で一九%、地方債が七百七億円で八%、前年に比しまして増加額は千五百九十四億円で、地支税収入の増加が三百五十五億円、平衡交付金の増加が二百五十億円、国庫支出金の増加が三百五十六億円、地方債の増加が百七十四億円でございます。それから十三頁の四行目くらい、所収の(3)というところがござりますが、歳出増加額を経費別に見ますと、消費的経費の増加、人件費等でございますが、さようなものが千二百四十四億円、投資的経費、仕事のほうの増加が四百十七億円でございます。消費的経費は歳出総額の六五・五%を占めます。前年度に比較してその構成率も一

六%高くなつておる。仕事の割合がそれだけ減つておるといふわけでありませう。又人件費の増加が七百十九億円で、物件費の増加が二百三十六億円で、その他の増加が二百八十九億円で、人件費の増加額のみで一般財源の増加額の六百五億円を呑んでしまふという形になつております。

それから終りから五行目くらいにございますのは、都道府県別に歳出の経費別内訳の状況を見ると、附表第七でございしますが、附表第七は九十四頁に書いてございします。団体別に消費的経費と投資的経費、補助事業と単独事業というふうに分けておりますが、消費的経費が歳出総額の七〇％を超えるという団体が宮城、千葉、東京、長野、京都、福岡、長崎、熊本の八府県に対して、投資的経費、逆の仕事をやっております割合が高いものを拾つてみますと、単独事業費が歳出総額の一〇％以上になつておりますのは神奈川県と岐阜、静岡の三県だけでございします。

次は地方税収入の状況を御説明申し上げますと、財政計画二千九百三十四億円と比較すると、百四十三億円の増収でございますが、十四頁の終りから三行目に書いてございますように、府県計画に足らず、十五頁の終りから三行目にありますように、市町村におきましては百五十三億八千二百万円計画額をオーバーする、合計で百四十三億六百万円のオーバーになつております。

府県税で財政計画に取り足りませんののは、主として遊興飲食税が四十五億、入場税が十八億、それから市町村税で計画をオーバーしておりますのは市町村民税の所得割が五十六億、固定資産

税の家屋が三十八億、償却資産が三十一億、土地が十一億、さようなものが多いものでございます。

次に、十六頁から十七頁にかけましては、府県と市町村の税に分けて、それらのグループにおきまして一般財源に占める地方税収入の割合等を比較してございます。十九頁の第八表は一般財源について載せてございまして、府県市町村のグループに分けて増加額と増加割合を見ても、増加率は市が二番高く二〇・三％、次は五大市一五・二％、市町村の平均で一九％、府県は一三・五％になつております。歳入総額中に占める一般財源の割合から見ますと、府県の減り方が高く、市町村は極く僅かである。

次に二十頁は人件費の問題でございまして、人件費は二十六年十月に給与改訂があり、更に二十七年十一月に再び給与改訂が行われまして、或いは勤務地手当の支給地域の改訂、石炭手当、寒冷地手当の改正等があり、年末手当、勤勉手当の支給率が給与月額の一・五カ月とされたこと等によりまして、人件費の増加が著しく、前年度二千二百六十九億四千万から七百十九億円の増加となり、総額二千九百八十八億円となつております。財政計画と比較いたしますと、四百二十七億円上廻つております。

それから二十一頁の第九表は人件費の増加状況と一般財源の増加額との比較をいたしております。府県、市町村のグループに分けて、人件費の増加が府県におきましては四百八十四億、府県財政というものは人件費のウエイトが非常に高いのでございます。

これは教育費等の関係があるからでございますが、四百八十四億、市町村は二百三十四億円の増加となつております。又一般財源の増加額を見ますと、府県は二百六十七億、市町村は三百三十七億円の増となつてしまつておりまして、前年度非常に府県は伸びた関係で二十七年は一般財源の増加が少い、このようになつております。

二十一頁のおしまひから四行目ぐらゐに投資的経費の状況を御説明してございまして、投資的経費の総額は二千六百六十二億円で、地方歳出総額の三・六％を占めておられまして、前年度と比較すると、四百十七億の増加となつておりますが、消費的経費の増加額が千二百四十四億に比較して仕事のほうは伸びが非常に少ないことになつております。補助事業におきまして三百九十三億、単独事業において三十四億の増加となつておりまして、又更に内訳を府県分と市町村分、それから補助事業を普通と災害復旧に分けて、それら一般財源の増減額を二十六年度と二十七年と比較してございまして。

次に、二十四頁以下の二十八年度の地方財政計画を御説明いたしてございまして、二十四頁の十一表は昭和二十八年度の地方財政計画で、これは当初予算に伴う地方財政計画でありまして、八千五百八十億円の財政規模となつております。それからその内訳の説明をすつといたしてございまして、税のほうで言いますと、二千九百億、府県財政というものは人件費のウエイトが非常に高いのでございまして、合計で千七百七十七億の増というところに

なつております。又税の府県別と市町村別の内訳は三十頁に書いてございまして、府県税分におきましては二十七億の増、市町村におきましては四百四十億の増、差引き百十二億の増になつております。それから御承知のごとく、災害が本年度にございまして、災害に伴う財政計画等の説明が要るのでございまして、三十三頁に入れます。それが災害関係の地方財政計画でございまして、三十四頁以下には第二次補正予算給与改訂がございましたので、その関係の地方財政計画を入れてございまして、第十八表は修正地方財政計画、給与改訂の分でございまして、三十五頁の真中辺でございまして、従つて二十八年度修正地方財政計画は当初財政規模八千五百八十億に第一次補正予算に伴う新規財政需要額三百二十九億と、第二次補正予算に伴う新規財政需要額二百四十億とで、合計九千四百四十九億となつております。前年度から千七百四十六億の規模の増加となつております。第十九表でございまして。

ばかり挙げてございまして、第一は最近の地方財政の赤字は著しく、二十七年決算で繰上充用額が百五十七億、実質上の財源不足額は三百億、二十八年度の実質財源不足額は現在三百六十億に達するものと推定される。この赤字団体の再建整備について、地方制度調査会は、財政資金の貸付を行ひ、財政再建整備を行はるるよう回答されているにもかかわらず、措置されてない。第二は地方公債は一般会計分で百三十五億、公営企業会計分六十五億の計画となつておりますが、これ又地方制度調査会の答申の地方公債償還促進策としての地方団体中央金庫の創設がなされてないといふこととございまして、第三は、二十九年度の財政計画は相当に厳しい。即ち既定財政規模を是正されているにもかかわらず、地方制度調査会の答申におきましては、三百億円の是正を必要といふ議論でありましたのに、半分程度の百四十九億しか是正されてない。而も国と同様に財政規模の縮減を図るということからいたしまして百二十億、これは国のほうも落ちておるのでありますから当然とは思いますが、百二十億の節約を期待しておるといふこととでございます。

以上で地方財政の状況報告の御説明を終つたことにいたします。この前お手許にお配りしておると思ひますが、赤字原因につきましては考えられるものを拾つたのでございまして、少し疎わぬ物を持つて参りましたから、それで一頁、二頁には府県の赤字原因のものにつきまして拾ひました。第三頁は市の赤字の原因を拾つてございまして、状況報告のほうで御説明

いたしたように、府県は団体別の決算が七十四頁以下に附表で出ておりますので、そこを御覧頂きますとわかるわけでございますが、赤字原因がありまして、すぐにそのまゝ赤字が出るわけではございませんので、我々といひましては、赤字原因という角度から考えてみたのでございまして、第一に考えられますことは、府県におきましては、税収入が前年度から減少したもので、これはやはり赤字原因ではないか、前年如何に税が伸びまして、翌年税が減りますと、その団体は非常にきつくなるのであります。その意味で税が落ちたものを括弧で金額百万円単位でございまして、例へば最初の大阪は十四億九千六百万円税が減つておる。次はすつと落ちて、滋賀が四億五千二百萬、富山が三億八千三百万、以下括弧の中の数だけ税が減つておるのでございまして、実際の二十七年の決算の結果は、大阪はかくのごとく税が減りましたも、決算上は赤字になつておりません。でありますので、決算上赤字になつておりませんものをこのうちから拾ひますと、大阪と、一番上の欄の左の岐阜、二段目の欄の富山、これは事実上も形式上も赤字でございまして、税が減りましたも、それだけ自己の財政運営でけりをつけておるのでございまして、それから形式、実質共に赤字となつておりますのは兵庫と富山でございまして、これは実質、形式共に赤字になつております。この内容につきましては、この附表に形式も実質の金額も挙げてございまして、それでその他の、今の欄の以外の滋賀とか愛媛、三重、徳島、山口、福井、山形は形式上は赤字でござい

して、實質上は赤字ということになっております。形式上は黒字で、正式の決算では黒字でございますが、支払分の上では事業繰越等を考慮すると赤字になるものでございます。以上が一億円以上のもので、次は一億円以下でございますが、前年度から税が減りましたのが十県ございますので、十二県前年度から税が減つておる。この団体におきましては、財政運営が非常にきつくなつておるのでございます。

次は二番目に書いてございまして、税収入額が基準財政収入額の七分の十相当額に及ばないもの、平衡交付金のほうで配つておりますのは、取れるであらうと思はれる税の額の七割を基準財政収入額として基礎にとつておりますので、逆に我々の見方といたしましては、税はこれだけ取れるのではないかとこの額は、その七分の十の相当額でございます。その額に比較しまして実際の税収入が入つてないと思われまして県を拾つてみますと、第一が大阪で三十四億、東京が二十四億、それから京都が五億八千五百万、兵庫が五億六千五百万、以下同様に次の愛知が四億七千三百万、これまでは大きいのであります。あとは一億七千万以下に相成つております。この税が取れないという、取り足らない府県が合計で十九府県でございます。大阪から愛知までは大府県でございますので、事業税の原

因もございまして、それから遊興飲食税、入場税等の問題もありません。山口におきましては入場税、それから遊興飲食税でございます。富山も同様でございます。香川県はそのほかに事業税がちよつと個人分が取り足らない、こういう原因になつております。

次の第三の原因として考えられますのは、これは仮定でございまして、かような考え方も成り立ち得るという角度で拾ひました原因でありますので、さう御了承願ひたいと思つております。まず、平衡交付金制度がとられまして二十五年度を基準にして、と申しまして二十六年度は府県によりましては法人事業税等が著しく伸びておる関係がありますので、二十五年度を基準にして、全国平均の伸びで伸して来た場合に、一般財源、交付金はどういう形になるかという角度から比較をいたしまして、その一般財源の伸張が財政計画の伸張の割合に及ばなかつた、さうな府県をとつてみますと、兵庫が九億七千五百万、石川五億七千五百万、山口が四億二千三百万、以下同様でございますが、かくのごとき所は府県としてその団体といたしましては財政が非常に辛くなつておるというふうに見られるのでございます。

次の四は状況報告の中にも触れてございまして、二十六年度は税が基準収入から二百十二億円オーバーしたのに入、その伸びが小さくなつて来た、百四十九億円に落ちてしまつた。結局超過額が六十九億円減少した、それだけ地方財政が苦しくなつておるという見方をいたしておるのであります。

次の頁の歳出のほうを見ますと、歳出決算の膨脹が著しいことも書いてございまして、歳出のほうの原因から見ますと、歳出のほうでございまして、(1)の人事費の増加が著しく、その増加額がこれを超える、状況報告の中でも触れたのでございますが、人事費

の増加以上に一般財源の増加がありませんと、その団体は財政が苦しくなるのでございます。その面から見てみますと、大阪は四十二億、龐大な金額が足りなくなつておる。東京が十七億四千六百万、兵庫が十四億九千五百万、京都が十億三千七百万、北海道が九億五千万、愛知が九億二千万、山口が八億八千万、かように人事費のほうは伸びがきつておるものが全部でそれだけ、前年度より税が伸びたというところもあるわけでございますが、かような姿を呈しております。

それから二番目の直轄事業分担金の支払繰延べがあること。形式上の決算面では黒字になつておりましたが、固の工事に対する負担金の支払を延ばしておるというふうな関係もありまして、支払繰延べがあるということが赤字の大きな原因であり又結果になつておるわけでございます。その金額は茨城が六億九千八百七十七万、千葉が六億九千八百七十七万、これは利根川の工事というものは沿岸の府県にかぶされておりますが、我々から見ますと、負担制度そのものが無理じやないか。むしろ利根川の決壊によつては東京が不利益を受けるのであつて、沿岸府県が果して知事が負担するからと言つて負担することがどうか。府県のはうは工事をしてもらいたいのでありますから、分担の承諾をいたしまして、

実際にはないものは払つておらず、今までのままに立至つておらず、但し二十八年度から交付公債がございすから、この赤字額は二十七年までの赤字の累積分でございます。その他特殊事情を強いて拾つてみますと、平衡交付金では一般交付金で見られない財

政需要につきましては、特別交付金で見えておるのでございます。例えば大学の設置には非常に金がかかるのでございまして、府県で大学を持つておるか或いは市で大学を持つておるかによつて違ひわけでございますが、兵庫縣は大学をたくさん持つております。神戸商科大学は国立でございますが、県立で商業専門学校を作つたそのようなものが戦後大学になつております。商科大学以外に農業大学も二つあるというふうな関係で非常に金がかかるというふうなわけでございまして、その他災害の経費が多いというふうなことが府県では赤字の原因と見られます。

次に市のほうも同様な見方で拾つて見ますと、税収が前年度より減収となつた大きなものを拾ひますと、先ほど申上げましたような拾ひ方をよりまして、久留米、その下の延岡、これは共に黒字でございまして、税は減りました。前年度の税を貯めておつたということで財政運営をいたしておる。これは人口区分別で団体を並べてみますと、その中で特に税額が前年度より最も大きく減りましたのは岩国が五千四百百万、三原五千百万、西条が三千八百百万、新居浜が三千四百百万、これはそれ、御承知のごとく繊維関係の工場の景気によつてその年の財政の運命が左右されるということを示しておるのでございます。

次は一般財源額が前年度より減少したものは、同様でございまして、今までの非常に巨大な税が入つておつたという関係で減つておるのでございます。一般財源が前年度から減つた大きなものは釜石、日鉄のある釜石であります。その前に岩国があります。

岩国がやはり大きく五千五百万、その次が釜石が五千三百万でありまして、三原が四千七百万、それから西条が三千七百万、製鉄と繊維でございまして、三番目に人事費の増加額が一般財源増加額を超過しておるものという角度で拾つてみますと、一番大きいのは、五大市を入れますと、横浜、神戸、神戸が四億三千百万でございます。岩国が九千三百万、それから釜石が七千二百万、三原、延岡、金沢、このような団体が一般財源が前年度より税が減つたという関係で、人事費の圧力がかつておるというわけでございまして、

次は角度を少し変えまして、實際上の赤字の原因と申しますか、そのような面から考えてみますと、御承知のごとく教育施設、小中学校の設備の関係で〇・七坪、或いは単価の問題で、やはり団体としては必要な仕事をしなければならぬというふうな関係で赤字になつております。それから住宅等におきまして、学校でもそうでありまして、学校では大都市の土地代が非常に高くなつておりますが、住宅におきましては、これは全部でございまして、一戸当りの土地代が、用地費が非常に安く見られております。又補助対象から外れる、補助対象と補助額との二つが過少であるということが原因でございまして、

五番目が、財政規模膨脹が財政力に即応して収縮を図ることが容易でない、これは原因でもあり結果でもある問題でございまして、一度税等で歳入が膨脹いたしますと、それに連れて歳出のほうも膨脹いたしますので、すぐには歳出のほうが小さくならないのでございまして。

その他特殊原因として挙げられておりますのは、大都市周辺の都市でその影響を受け、消費的経費殊に人件費の割合の高いものがある、これは東京の附近、それから京阪神地区、北九州地区等がその影響を受けるわけでございますが、その都市の産業状態が、税の入る工場等がありますれば差支えないのでございますが、税収の弱い工場地域であります、例えば大阪府の堺のごときは、工場があるにはあるのですが、税収が比較的伸びないといふような関係で、而も歳出のほうは大都市なみにやつて行かなければならぬ、而も人口は非常に増加すると、そういうようなところでは赤字原因になつております。つまり大都市周辺の都市におけるところの赤字の原因になつております。

次は、これは非常に少い例でございますが、国民健康保険の財政が、保険経済のほうで、保険料が低くて保険給付のほうで上つてバランスが失われた場合に赤字になりまして、これは厚生省のほうでも再建整備をやつておられますが、その過去の赤字を一般会計のほうで負担しておつたといふようなところがあるのをごさいます。それが一部の原因になつております。

その次が、しばしば言われておるところであります、国民体育大会は現在全国を廻り持ちでやつております。これをやりますと、大体その地方で、県なり市で三億から五億程度の施設を作らなければなりません関係上、これがその団体にとりましては赤字の原因になつております。

次は、特殊の赤字原因を拾つたのをごさいます、(4)の赤字原因から見ま

すと不適當でありますので、一番初めの国警という字句は削除して頂きたいと思ひます。町村におきましては国警の負担が非常に大きいのでございませう。府県によりましては一町村当り五万円とか十万円とかいふものを負担しておる。そのほかに駐在所等は歴史的に負担しておるわけでございますが、これは市よりも町村の理由でございませうので、国警の点は削除して頂きたいと思ひます。それから警察庁の建築、或いは裁判所の建築等もございませうが、それから最近国鉄の駅等が各都市で立派に改築をされておりますが、国鉄の駅を作り出す場合には、国鉄当局のほうでは予算がそれほどない、而も市民は立派なものを建ててもらいたい、お前のほうで少し金を持つたといふ相談になりまして、実際上は相当団体で駅を大きくし、或いは立派にするために負担をいたしておるようございませう。そのようなものが赤字団体の中に若干ございませう。

以上でございます。

○委員長(内村清次君)　そこで青木政務次官に伺ひますが、この地方財政の状況報告ですね、自治庁としましても相当御苦心されて、非常な手数が要つた、而も又結論的から申しますと良心的な発表もあるようですが、問題は七十二頁の第四にあります昭和十九年度の地方財政の問題点、この問題点はもうつとに本委員会でも、衆議院のこの委員会でも、地方財政の赤字の点に対しては憂慮しまして、再建整備法の問題も審議しておる状況です。そこで政府のほうで取上げなかつた、勿論これは大蔵省関係でしようが、こ

かつたわけでございます。併し考え方といたしましては、そういうような交渉の経過もありますので、私どもも国会の審議に深く期待をいたしております、多分衆議院のほうでは小委員会とか何かを設けて具体的に進めるのではないかとと思ひます。これに私どものほうでも密接なる連絡をとつて参りたいと思ひます。大蔵省のほうでも、赤字の整理のために幾らの起債にしようといふ具体的な話には入つておらないのであります。併しそういう問題があるといふことは向うも承知しております、私どものほうも承知してしまつても、二十九年度の自治庁予算の編成の一つの課題として交渉はしておつたわけでございます。

○委員長(内村清次君)　そうしますと、やはりこの赤字の問題は、今後自治庁から或る程度実施されております節約額では到底赤字の解消はできない、二十九年度まで持越しした赤字といふものは、これはやはり一応税制関係からいいたしまして、地方で解決をしようといふことは、ちよつと無理な財政の組織がなされておりますから、そういう点はやはり根本的に赤字を解消するとなれば、再建整備法によらなければならぬといふ点に焦点が向いて来ますが、これにはやはり自治庁としては全力を挙げて再建整備法の成立には期待をするという御意思であるといふことは確認していいわけですね。

○政府委員(青木正君)　その通りでございます。私どものほうもいたしまして、地方制度調査会からも答申が出ておりますし、この答申の線はできるだけ尊重せんければならぬことは当然でありますし、又これは別といたしまして、現実には懸案となつてゐる問題でありますから、国会側の審議と並行いたしまして、これに協力して何とか解決したい。ただ問題になつておりますのは、この地方制度調査会におきましては、起債について非常に長期にして、更に無利子にするとか何とかいふいろいろな点がありますが、或いは又全額殆んど補助金のような考へ方にして出す、こういう点につきましては、赤字の原因が政府の施策に基くものもあつた、又地方自治団体自体の責任に属するものもあつた。これを補助金的な考へ方では赤字の団体は何でもかで見るといふことであつてはどうかといふ面もあつたので、この答申の線に沿つて、そういう点につきましては、なお十分研究する必要があるのではないかと、こゝういふふうに考へておるわけでありませう。

○堀末治君　この間の税制の諸般の問題が出たときの質問にも私はやつたし、持やつておる。この間の答弁では、本当をいふとびんときないわけでは、あのときも、丁度その前日にこれをもつたわけですね。それでとても見ている暇もないし、あつたらこれは演説の中に入れたのだから、今まで大蔵省は一番冷淡なんです。これはあなたもよくおわかりだと思ひます。実際をいふと、大蔵省は地方自治団体の財政という点に対しては、どちらかと言へば節約する余地はある、それもやらないで何でもかでも政府に尻拭いさせるといふ態度はいけない、私もそう思う。或いは今までの平衡交付金制度なんかも或いはそういうような点を多少

助長したという嫌いがなきにしもあらずと思いますが、さりとて又一方大蔵省の今までの考え方は、甚だといつては悪いが、伝統的に地方をいたためつてやれという傾向が實際をいうとある。そんなことでだん／＼これが累積して来たが、何とか早くこれの処置をつけないと、工夫をしないと、最後には本当に地方財政が破綻します。破綻したということになると、誰が処置をするかという点、究極は要するに国税のほうで賄いをつけないければならないから、それに対してあなたのお話では、然るに／＼して、国会あたりで継続審議になつて何をやつておるか、實際を言えは我々のほうでやればもう少し早く結論を得たと思うが、ただ今言つたように継続審議、継続審議ということ、いつになつたらこれができるのか、地方制度調査会では今言つた通りあの二つの問題に対して答申しておるが、今度は何にも触れていないのです、實際は。この間私も質問をしたが、余り与党だからひどくやれないから、それに対する答弁も頗るあいまいな答弁で、議事部のほうから再質問しますかとわざ／＼言つて来たが、俺ばかりやつているわけにもいかないから私はやめたのですが、本當を言つたら衆議院の継続審議なんかを待たないで、政府はもう少し積極的にやつて、できるならば或る程度方針をきめて、こゝういふ／＼にして整理をする、だから地方自治団体もその線に沿つてみずからもやつてくれ、こゝういふ強行方針を示してやらないと、私は始末が悪いと思うのです。幸いこゝういふものを、赤裸々のもを出して来ているから、これは恐らく自治庁はかりの責任では

ない、全政府の責任において出して来ておると思う。だからもう少しこれは政府の意見をまとめて、できたらば要するにこの国会中にもこの委員会に出て、もう少し責任のある、できれば総理大臣が一番いいが、失礼だが吉田さんにはそういう細かい数字はわかるまいが、せめて副総理と大蔵大臣と自治庁長官、この三人ぐらいでもう少しこれを練つて、この委員会の連中も満足でき、又一般地方公共団体も適従するところを知らしめるといふことをこの際私はすべきではないかと思ひます。が、どうですかね。

○政府委員（青木正君） お話のように、全く再建整備の問題は、自治庁といひましては最も重点を置いて考えるべき問題だと、かように考えております。予算折衝のときにも率直に申しまして、最後まで残りましたと言います。か、私どものほうで強く折衝いたしておりましたのが、町村合併に伴う経費と、選挙関係の常時啓発の費用の問題と、それからもう一つは再建整備に關する起債の面、この三つを最後まで折衝いたしておつたのであります。ほかの二つはああいう形で一応話がついて、このほうは先ほど申し上げましたごとく、大蔵省側では赤字のまだはつきりした額もその当時わからなかつたので、それらがわかるまで待つ必要があるので、じやないかということが一つと、それからお話のごとく政府が積極的といふことではあります。併し衆議院側で折角法案も出しまして、審議中のものでもありますので、それがあるのじやないかと、それから案を出すというわけにも参りませんし、衆議院のほうの委員のかたへとも密接な連絡をとつ

て、そうしてできることならばあの案を基礎として、更にできることならば我々自治庁の考えているところも織込んであれをまとめて行きたい、こういう考えに立つて一応予算折衝の場合の話を打切つたのであります。従いまして、私どもはそういう行きがかりの問題もありますし、どうしてもこの機会に解決して頂きたい。衆議院側のほうでも、たしか床次先生が提案した代表者になつておりますが、案を作りまして、この前のたしか短期国会のしまいの頃だと思いましたが、案が出まして、年末年始の休会になつたために現在、実は審査をしていなかつた。又一面当面の仕事が片付き次第衆議院のほうもこの問題に入つて来るのじやないかと考えております。

○堀末治君 衆議院の審議と並行して考へて行くといふことはいいことでございますけれども、併しこの國會に持つて行つてすべて根本の、要するに要綱とか方針とかいふものが固まりまうのですか。

○政府委員(青木正君) 衆議院の御意向は、これは個人的な問題になりますが、再建修繕に關する小委員のかた／＼とも個人的には二、三その間かた／＼と個人をいたしております。何となくで語合いをいたしております。何かこの国会中にあれを片付けて頂くようにお願いをしているわけでありま

○堀末治君 これはなか／＼法案まではちよつとできないかも知れませんが、けれども、いろいろ法案もあることで、それから、せめて要するに要綱とか方針をこの機会に固めておいて、その地方公共団体にこういう方法でやるから、君たちもその方向で、要するにこ

ずからの赤字をみずからの手によつてどこまで解消できるか、解消するということは一日も早いほうがいいと思う。これは多少その要綱が完全なものではなくてもいい、一つの方向を示してやれば、それによつて又いろ／＼問題が出て来るから、それから又考え直す手も私は悪くないと思うけれども、せめて方向だけでも示しておかないといふと、何のことはない、もうことばかりで、今度交付税になつても、交付税は二〇％というものでそれ以上もらへつこない。今まで平衡交付金なら、足りないからとわい／＼と言へば、あとから多少は補正予算で追加したといふことでありますけれども、殆んど交付税になつて来るとそれはできない。二〇％より幾らやつてもらへつこない。

そうすればその中でどうしても賄わなければならないということを考えなければならぬ。要するに私は早く方針をきめてもらいたい。私は衆議院の審議もあるし、それは尤もだと思う。最高権威の国会がきめることだから認め、政府は政府としてやつてもらいたいと思ふ。でき得ることならば、要するに自

治庁なら自治庁がこの委員会にでも出て、自治庁としては少くともこれくらいのこととはしてもらいたいというごみを話してもらつてもいいと思いますすが、お話できませんか。そこまで自治庁の意見は固まつておりませんか。

○政府委員（青木正君） まづ国会の、提案されております再建整備の法案、地方制度調査会で答申になりました。地方、勿論大休この線に沿うことは、え方、なおやりになつても一致して来ぬのじやないかと思つております。

ことで先づと急ぐ問題であるし、それなく
 ずぐずしておつてはいかん、又大綱だ
 けでもというお話であります、衆
 議院側の委員の二、三のかたの御意向
 も、若干訴えている点もあるようであ
 ります。と申していますのは、例えばこの
 起債の枠なり何なり、こういうものが
 決定せんためにあの法案が遅れるとい
 うことであつては、これは非常に困り
 ますので、場合によりましたら、そう
 いう具体的な数字を離れましたら、再
 建整備の方向を示した法案を作らなけ
 ればいかんのか、じゃないかということ
 で、衆議院の委員の二、三のかたもお
 考えになつておるようであります。私
 どももそろした程度におきまして、も
 できるだけ早く考え方をまとめたけれ
 ばいかんと思つております。そのまと
 めるに先だつて、自治庁側のほうにお
 いて、自治庁側としてこういう案とい
 うふうにはまだ私どもといたしまして
 は、そろした差出がましいと申します
 か、折角御熱心に検討しておられるの
 でありますので、むしろ連絡をとつて
 一緒に歩調を合わせて研究して行くほ
 うが、いいのじゃないかという考えを持
 つておるわけであります。

いうふうには私は考へておる。所得税なんかでも減りますよ。所得税、酒税、法人税、法人税なんか猛烈に減りますよ。あれはこんな調子で、とにかく去年と同様の法人税がとれるというよりなことを計算の中にみても行つたら、とてもとても税はとれないにきまつていて。補助金なんかしても、金を縮めて行つたら、片端からつぶれて、デフレじやなくて恐慌ですよ。それを僕らは言うておるのだ。而もああいうような金融面からばかりいじめついたら、それはいけるものじやない。ですから、私は何か本當に、できればこの機会にせめて自治庁なら自治庁だけでもこ

ういうふうな方向へ行きたいというくらいのこと、この委員会でも話して、それでも私はいいと思う。そうすれば、それによつて我々も又成るべくその線に行かれるように、要するに参議院の地方行政は推すこともできるのです。この通り正直な数字を出すなら、もう少し思い切つてそのことも正直に言うて、いわゆるこの委員会あたりの協力を求めることに一つ御協力なさつたら如何ですか。それで、できれば政府だけの意見を固めて、それは副総理と大蔵大臣と自治庁長官三人でしつかり意見を統一して、ここへ出て来て、もう一遍よく話してくれと、あの審議も頗るスムーズに、余り文句を聞かないで……實際さうでない、やつていふとそのたびごとに文句が出て絶えないと思ふのです。与党の私でさえ甚だ不満を感じているのだから始末が悪い。

○委員長(内村清次君) ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(内村清次君) 速記を始め

○堀末治君 それからもう一つこれは政府にお願ひしておきますが、実はこの調査について、我々大阪と奈良へ行つたのです。そこでこれはいつも出る問題なんです、去年の災害なんかのときに歩いたときでも、各地で文句を聞いたのですが、今度もやはり同じ、これはもう特に文句ではないのですけれども、是非さうして欲しいというの、つまり今の町村合併の経費です、ね、この経費を早く出して欲しいというのだ。折角町村合併をやるのにいろいろ金がかかる。金がかかるのだけれども、とにかくその金がない。実際金がな

いものだから、ついでに……なことをするのを待つて困つていふ、だからどうか経費を早く渡して欲しい。金額はくれないから、何分か概算はいでもして、そしてやつてくれ、あとで交付税等々をくれることだから、交付税で差引きしてもいいからそれだけの金を……、殊に奈良県あたりはこういう希望ですが、今はあそこはああいう貧窮県で金がない、実際それを立替えろと言われても立替えられないので、それだから政府のほうから予算が出て、予算が通つたらばその概算をすく県のほうによこしてもらいたい、さうしてあとの精算は交付税その他でつけて頂く等、一向差支えないです。この分だけはいつて、政府できめた金を或る程度概算してよこしておくと、それを町村なんかでも県のほうへ行つてその金をもらつて、そして手早く……、もう今までの例として何かうっかりして立替えてでもやつておこうものなら、それはいつになつて来るか

わからぬ。合併してしまつたところへも手のないところの金が来てしまふ。そんなことでは必ずしもよくない。我々も是非それをしてやうと言つて来たから、予算が通りましたら至急にさういう処置を一つとつてくれませんか。

○政府委員(青木正君) 私も四国方面に参りましたときにさういふ強い要求を受けたのであります。ただ併し建前にいたしますと、合併した町村に合併に要した補助金を出すという事になつておられますので、そこまで自治庁は何も地方公共団体を疑ふ必要はありませんが、合併ができれば、合併したものはつきりしませんうちに、合併したものと認めて出すというわけにも参りませんので、できるだけ合併の方向がはつきりきまつて来れば、県のほうとして市町村に便宜なような措置をとるようには指導いたしておるわけでありますが、その合併するおせんか、往々にして合併するところまで行つて、最後に行つて村会等で覆えるようなことがありますが、その点はなかなか實際問題になりますと、補助金を出すほうの側になりますと、万一さういふことになりましたと、取扱上重大な責任問題が出て来ますので慎重にせなければいかんということ、事前に補助金を渡すということはいたさないことになつておられます。併しお話をよく聞かれます、なほ又各府県の要望等もあることと思ひますので、現実に即してそこはうまく行けるように研究しなければいかんということ、併し合併がはつきりせんうちに出すわけには

行きませんし、併しお話のような点は誠に御尤であります。そこをどういふに實際問題として調整をとつて行くか、なお部内でもよく研究して行きたいと思ひます。

○堀末治君 それは各都道府県には合併審議会がある。審議会が計画を立ててその計画に基いて大体進めておる。さういふわけですから、私審議会の状況を聞いて、さうして或る程度要するにその審議会の答申その他によつて、私或る程度概算私をやつて行けるのじやないか。併しこれはやりつばなしになるのではないのです。どうせ県にやるのですから、県にやつてあとでそれを使わないでしまつたら、今の交付税あたりで差引いてやればいいわけだから、私は仮にやつてもその金は決して無駄じやない。向うでも流用する県ぐらゐはあるかもしれん、流用したつて私は一向差支えない、流用したら交付税で差引いてやる、一遍にばつと渡すわけじやないに、交付税で今言つた通り特別交付税でもやるんだから、差引く手は何ほもあるから、余り固くなく、やはり合併を促進させるには何と言つても手早く金を見せない

と、本當になれないと言つて昨日も痛切に言つた。何だかんだと言つて、立替えておいたほうがいいか、今度はあんなつて政府はとにかくいつごろくれるやらわけがわからない、もうろろろ主休がなくなつてしまつてから金が来ないことになつてから、さういふことをしないようにして欲しいと言つておりましたので、成るべくさういふことはいい投資です。国家としては要するに消費財とは違ふ、本當にいい投資だから、思い切つて余り惜しいことばかり言わないで、出すように骨折つて頂きたいと思ひます。

○委員長(内村清次君) それではどうですか、今日はまだ大臣は予算委員会を答弁中らしいです。今日はやめまして、この次には是非先生もわざ／＼出ておられますから、さういふことで委員長として非常に困りますから、一つ発頭に木曜の日にはやりまします、それで終らせて頂きたいと思ひます。

○秋山長造君 それから今の財政白書の問題に關連しまして、この前の委員会でも自治庁の当局の説明によると、し

ばばば地方団体の赤字は、地方団体が極めて放漫な財政支出をやつていふことに大きな原因があるというお話があつたので、その点我々としてよく実情を調査する必要があると思ひます。それから、赤字団体の代表的な県なり市なり代表者を一応呼ぼうということになつていふ。その具体的なことについては理事会でよく相談をして頂くということになつていたんですが、その御相談はできたんですか。

○委員長(内村清次君) その点も委員長のほうで理事会にこの間もよく諮つたわけですが、日にちを入れ込みます具体的ななまだ話合いはできておりませんが、今日きまりましたこの三十日の日の参考人ですね、午前、午後になつておりますが、そこでどうですか。

○秋山長造君 その点についてちよつと聞いたところによりまして、県のいろいろな面でも模範的な赤字県として石川県が一応挙げられるのです。丁度石川県の知事が二十五、二十六日に東京にやつて来るそうです。それでその他

はちよつと年度末でもありますし、県会等の関係でなか／＼年度一ぱい出て来られない。丁度二十五日、二十六日ならば東京へ出て時間を当てられるというふうな話のようです。そこを脱み合せてきて頂いたらどうですか。

○堀末治君 この地方税は四月一日からの施行になっていきますね。それがまだ衆議院から廻つて来ない、こんなことで政府はこれをどう考えますか。我々できれば、この間の申合せでは今日からかかつてみつもりやつて、どうでも二十日頃には上げるといふことですが、お骨折でも昼夜兼行でもやつて四月一日からの施行に間に合わせるつもりでやつておつた。又大阪へ行つても奈良へ行つても、どうかこの前のよう

な遅れたために混乱に陥ることのないように、何とか三十一日まで四月一日から間に合うようにやつて頂きたい、私も行つたついでに、もとより我々国会中忙しいうちに出るということに対しては、国会の中でもいろいろ重要法案のあるときに議員が大勢出かけて行くということもどうかという異論があつた。併し私たち丁度法案が切れてしまつて、残念ながら衆議院から何も廻つて来ない。衆議院が二十日に上げるということだから、二十二日から勉強して間に合うようにお互いに申合せをして、その間に促進法と警察法のことであなたがたの御意見を聞きに来た、私はこう言つて要するに挨拶をして来た。それで今日聞いて見ると、二十五日頃だと言ひ、衆議院はどんなことを考えているか、政府はどう考えているのか。そうしてこつちへ持つて来てこつちが遅れたと言つてこつちに責任をかぶされたんじやそれは迷惑です。四月一日からの施行のものです。衆議院も甚だ無責任です。政府も無責任だと思ひます。どうしますか。

○政府委員(青木正君) 私のほうにいたしまして、各市町村或いは府県のほうからも強く要望がありますので、四月一日から実行できますように両院のかた／＼にお願いいたしておるのではありませんが、衆議院のほうが遅れておることは誠に私も残念に思つておる次第であります。当初の予定では遅くとも二十三日までには上げるといふことであつたのでありますが、今日から小委員会に入る予定のところ、今日まで質問がかかるといふことで、明日、明後日と二日間小委員会最終的な決定をする、こういうような模様で理事會が決定したやに承つております。そこで参議院側に対しまして甚だ恐縮であります。願ひますことならば予備審査をお進め頂きまして、衆議院の決定、向うの議了という前に、できることならば予備審査で御審議をお進め頂きますれば、大変有難いと、かように存じておる次第であります。何とかさういふふうにお取計らい願ひたいと思ひます。

○堀末治君 それでこの前のシャウプ勧告をやつたときにも私私意があるんだが、なか／＼多いですよ。ただ単なる政治問題で一つ二つ妥協をつけて行くのとは私は違ふと思ひます。各条ずつと追わなければならぬ税法です。今日も先ほど皆さんと相談して二十五、二十六、二十九日にできるだけやつて見るといふことにして逐条審議をやる。予備審査をしようというふうになつておる。さりとて今言つた通り、衆議院

がこゝろ遅いんだが、何日頃までにあなたやればいいんですか。

○政府委員(青木正君) 私どものほうの一方的な考え方を申し上げまして甚だ恐縮であります。できれば衆議院のほうに土曜日までには質問を終つて、今日から小委員会に入つて頂くといふことで、参議院のほうに税の逐条説明なり、その他細かい説明を今日あたりからお願いできるようにしようといふことで、心構えはさういふことであつたのであります。ところが衆議院のほうに土曜日に質問終了に至らず、そうして又今日午前中だけといふことであつたのであります。なか／＼予定通りに参らずに今日一日まだ質問にかかると、明日からはもう小委員会に移して専ら具体的な態度決定の協議に入る、さういふことになりまして、その間二、三日私どもの当初考えておつた日取りよりも遅れたといふことになつて、そのために参議院のほうに自然お忙しい審議をお願いするといふことは誠に恐縮に存じておる次第であります。が、我々もなお衆議院側のほうによく連絡をいたしまして、できるだけ早く御審議を願ひようように努力するつもりであります。ただ問題は、例の入場税が大蔵委員会にかかつておる。入場税と税が地方行政にかかつておる。入場税で、さういふ関係もあり、やはり或る程度大蔵委員会との審議も脱み合せて行くといふような点も衆議院側が若干あつたのじやないかと、かように考えておるわけでありまして、それにいたしまして四月一日から実施できまさんと、各市町村とも徴税上甚だ困難を來すのではないかと思ひますので、何とかして予定通り進行できるように

お願いしたいと存ずる次第であります。従ひまして、参議院側のほうにおきまして、幸いにして税のほうの御審議を頂きますならば、明日からは税務部長のほうから細かい説明もできるのじやないかと、衆議院のほうにとられるといふことはないのであるかと、かように存ずるわけでありまして。

○島村重次君 私は前回からこの委員會對しては非常な不満を持つておる。何となれば一時半にやろうといつても政府委員が一編も来ておつたことではない。我々は両方かけ持ちだ、今日地方行政委員会ですませようといふお話だが、恐らく堀田長官は来ておらんとおつた。案の定説明だけで帰つておられる。財政に関する問題はさうお思つておる。この間堀さんと言われたように、我々も兼務でやつておる。時間を守つたことではないのです。当局のほうも時間を守つて審議せよと言ふことはできません。その責任は我々負いません。そのつもりでも少し真剣に考えて下さい。地方税というものは住民に対して非常に大きな問題が残つておる大問題です。それをこれですべて予備審査中で月末中に上げてくれといふことは、誠にけしからんことではない。もつと真剣に考えてもらいたい。

○石村孝作君 皆さんのお言葉通り相対審議がむずかしいと思ひますが、今日の衆議院での様子を聞きますと、二十五日に本會議が上るということに一応さつき相談ができたやうであります。じや二十五日に本當に上るかどうかが、さあむずかしいだらうと皆さんが言ひ、これじやまるで聞くとこにやると、情報でなくて各会派の委員の人たちの話を聞くと、相当大幅に修正と

いうか、手直しを相当するらしい。さういふことがわかつていふと、参議院のほうで予備審査はいいけれども、ただ本當に書いてある条文を一応あらかじめほんの予備審査の又予備審査の氣持でやつておかなければならぬ。これはどういふふうに変つて来るかわからない。變つたあとでは又こつちへ来てそいつを本當に審査するわけだから頼りないのですが、そこでこの前の地方税の一部改正の場合にもう殆んど日切れになりかかつてこつちに送り込んでおつた。そこで何か参議院のほうへ余り早くやつておくと、参議院が又いじくつて又返つて来るというさういふから、ぎりぎりのところまで衆議院のほうで押えておいて、さうして参議院へやろうといふような話も、本當はさういふ馬鹿なことでもないでしようけれども、さういふようなことを漏れ聞いたら、さうなると衆議院でおやりになつたことを参議院で全く吞みにしなればならぬ。それは今度のような根本的改正です。それは今度のような根本的改正ですから、ちよつとそれはできかねると思ひますが、やはり相當の期間が参議院のほうになければこれは誠に困るのであります。さうなると、ここにどうして三十一日以後の空白状態ができるのは止むを得ないのじやないか。さつき奥野税制部長にもさういふ場合を考慮して一つやつておいたらどうかといふやうな難談をしたのです。が、よほど一つ御連絡をうまくやつて頂かないと非常に困りはしないかと思ひます。

○秋山長造君 今の点はもう申上げるまでもないので、實際これだけ龐大な改正法案を三日や四日で上げると言われたところで、そんなことは物理的に

のです。にもかかわらずそれが何も御報告がないから、その点について委員長に質しておるのです。

○委員長(内村清次君) どうでしよるか。島村委員が言われましたように、これの折衷案で秋山委員も納得され

したし、堀委員もこれに納得されまし
たから、大体三十日の日に日をきめま
して、そうして呼んで、この日はやつ
ぱり先ほどの……。

○堀末治君 来られるのですか、地方
団体が三十日という日で……。

○委員長(内村清次君) 速記をとめ
て。

○委員長(内村清次君) 速記を始め
て。

○石村幸作君 今各委員の所に資料が
配付になつてゐるようでしたから、ち
よつと発言させて頂くのだが、これに
よると町村合併促進法の一部を改正す
る法律案と併せて、私共は、私共は、
の何と云ふか、慣習といふとおかし
なものだが、自治庁方面でもどうい
ふような意見もあつたとして、そこ
一つ手をつけてみようかと、これはま
あ皆さんにお諮りをして、無論議員立
法で出すのですが、実はたゞ二班に
分れて地方派遣がありましたので、
そこで派遣される委員諸君に現地の状
況等もあらかじめいろいろとを、改
正等について意見も徴しておいてもら
いたいとお願ひをしておるのですが、
それで適当な機会に皆さんにお諮りし
ようと思つてゐたところが、手廻しよ
く要綱が配付されておりますので、ち
よつと以上の点を御了解を願うと同時
に、どういふふうにかつこれをまとめて立
法化するかどうかといふことも御相談
したいと思つておつたのですが、如何
にいたしませうか。

○堀末治君 石村さんお話は御尤も
ですが、とにかく政府提案の案件が相
あつてまゝとて頂く、こんなふうにか
考へておられます。

○委員長(内村清次君) そういふふう
に一つ取計らいます。

○石村幸作君 島村委員のお説御尤も
ですが、これをやるとなると、自治庁
方面の意向もこれは三月一ぱいに成立
させてもらいたいという意向が多分に
あるらしい。

○委員長(内村清次君) ただ石村先
生、これちよつと私要綱を見ましたこ
とが、今ここで配付を願ひましたこと
は、一応第一遍各委員のかたへに見
てもらつた、どうもあれは直ちに
この前のような各党一致の議員提出で
できるかどうかといふと、ちよつと私
心配しておる点がございまして。だから
これを先ほど石村先生が言われました
ような、どういふ一つこれを検討し
て行くかといふ問題が第一段階にあり
やせんかと思つてあります。その形
をあとでじっくり一つお話し上げた
い、御相談申し上げたい。こういふ
に考へて、今日は第一各委員の各委員
のかたへに、あつた要綱案を先ず検討し
て頂くといふようなことでもやつたわけ
でございまして……。

○石村幸作君 委員長のお言葉結構で
す。私もさういふ意味で発言したので
す。ここに要綱が出ておりますけれど
も、肩書にあつた法律案として
はつきりして過ぎているから、これでは
少し……まあここにこつちの問題点
が出てゐるから、これを元にして一つ
皆さんに御研究を願つて、そうして持

三月二十日予備審査のため、本委員会
に左の事件を付託された。

一、地方財政法の一部を改正する法
律案

地方財政法の一部を改正する法律
案

地方財政法(昭和二十三年法律第
百九号)の一部を次のように改正す
る。

第四條の二を第四條の三とし、第
四條の次に次の一條を加える。

(地方公共団体における年度間の
財源の調整)

第四條の二 地方公共団体は、当該
年度において地方交付税法(昭和二
十五年法律第二百一十一号)の定める
ところにより交付を受けた交付税の
額とその算定に用いられた基準財政
収入額との合算額が、当該交付税の
算定に用いられた基準財政需要額
を著しくこえる場合においては、災
害その他やむを得ない事由がある
場合を除き、当該超過額の一部を
積み立て、又は地方債の償還財源

に充てる等翌年度以降における財
政の健全な運営に資するための措
置を講ずるようになければなら
ない。

第五條第一項第五号中「入場税」
を「道府県たばこ消費税、市町村た
ばこ消費税」に改め、「標準税率」
の下に「(個人に対する道府県民税の
所得割にあつては、所得割の課税総
額の算定に用いる標準率とする。)」
を加え、同条第三項中「百分の十八」
を「百分の十三」に、「百分の十」
を「百分の七・五」に改める。

第五條の四中「第三百九条から第
三百一十一条まで」を「第三百七条、
第三百九条から第三百一十一条まで及
び第三百十六條」に改め、「債券」
とあるのは「証券」との下に「、
第三百七条第一項中「記名社債」と
あるのは「記名地方債」と、「社
債原簿」とあるのは「地方債証券原
簿」と、「公社」とあるのは「地方
公共団体」とを加える。

第十條中第二十二号を次のように
改める。

二十二 漁業関係の調整に要する
経費

第十條の三中「地方財政平衡交付
金法(昭和二十五年法律第二百一
十一号)」を「地方交付税法」に改め
る。

第十條の四中第八号を削り、第七
号を第八号とし、第六号を第七号と
し、第五号の次に次の一号を加え
る。

六 あへんの取締に要する経費
(第十條第六号の二に係るもの
を除く。)

第十條の四に次の一号を加える。

九 未引揚邦人の調査に要する経
費

第十一條の二中「地方財政平衡交
付金法」を「地方交付税法」に、「地
方財政平衡交付金」を「地方交付税」
に改める。

第十二條第二項第二号中「国家地
方警察」を「警察庁」に改める。

第二十六條中「地方財政平衡交付
金」を「地方交付税」に改める。

第三十六條を次のように改める。
(国がその全部又は一部を負担す
る法令に基いて実施しなければなら
ない事務に要する経費に関する
特例)

第三十六條 第十條第七号の二の規
定及び同条第八号の規定中母子手
帳に関する部分は、当分の間、適用
しない。

附則

1 この法律は、昭和二十九年四月
一日から施行する。

2 改正後の地方財政法第十二條第
二項第二号中「警察庁」とあるの
は、昭和二十九年六月三十日まで
の間は、「国家地方警察」と読み
替へるものとする。

三月二十日本委員会に左の事件を付託
された

一、遊興飲食税の一部を市町村に還
元するの請願(第一七五号)(第一
一七五五号)(第一七九三三
(第一八二五号)(第一八七〇
号)

一、古書簡業の事業税を非課税とす
るの請願(第一七六〇号)

一、古物営業法第一條第一項改正に
関する請願(第一七六一号)

車税率を他より低位にすること等の実現を図りたいとの請願。

第一七八二号 昭和二十九年三月五日受理

バス事業に対する事業税の外形標準課税撤廃に関する請願

請願者 松山市北持田町一三一 愛媛県旅客自動車協会 内 小坂伝之進

紹介議員 湯山 勇君

最近聞くところによると、運送業のうちバス事業に対しては今後引き続き外形標準課税形式を採用するよしであるが、これは全国バス事業者にとつてこの上ない不幸であるから、バス事業が現行地方税法の孤島に取り残されることのないように、是非とも昭和二十九年年度以降他の運送業と等しく先般の税制調査会の答申案通り所得課税に改められたいとの請願。

第一七九三三号 昭和二十九年三月六日受理

遊興飲食税の一部を市町村に還元するの請願

請願者 青森県弘前市長 桜田 清牙

紹介議員 梶見 祐輔君 笹森 順造君

この請願の趣旨は、第一七五四号と同じである。

第一八〇八号 昭和二十九年三月八日受理

都市警察存置に関する請願

請願者 名古屋市中区下堅杉町 一ノ二 安藤てい外二 十五名

紹介議員 一松 定吉君

地方自治権の保護と、地方分権的民主

警察確立の立場から、あくまでも都市自治体警察が存続するより取り計らわれたいとの請願。

第一八一七号 昭和二十九年三月十日受理

バスの自動車税軽減に関する請願

請願者 静岡市鷹匠町一ノ七一 静岡鉄道株式会社取締役 役社長 川井健太郎

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第一七八一号と同じである。

第一八一八号 昭和二十九年三月十一日受理

バス事業に対する事業税の外形標準課税撤廃に関する請願

請願者 静岡市鷹匠町一ノ七一 静岡鉄道株式会社取締役 役社長 川井健太郎

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第一七八二号と同じである。

第一八二五号 昭和二十九年三月十日受理

遊興飲食税の一部を市町村に還元するの請願(三通)

請願者 福島県若松市長 村井 八郎外二名

紹介議員 鶴見 祐輔君 川口爲之助君

この請願の趣旨は、第一七五四号と同じである。

第一八二八号 昭和二十九年三月十一日受理

警察制度改革反対に関する請願

請願者 名古屋市中村区大正町 三ノ三〇 八木美治外 四千名

この請願の趣旨は、第一七六三号と同じである。

第一八二九号 昭和二十九年三月十一日受理

バスの自動車税軽減に関する請願

請願者 滋賀県大津市榎屋町一〇 後藤徳次

紹介議員 村上 義一君

この請願の趣旨は、第一七八一号と同じである。

第一八四五号 昭和二十九年三月十一日受理

地方税軽減に関する請願

請願者 福島市陣場町三六ク リーニング協同組合 理事長 大貫昇作

紹介議員 石原幹市郎君

地方税法の改正にあつては、クリーニング業者等の中小小売業者を保護するため、(一)クリーニング業者に対する特別所得税を個人及び法人共に百分の五の税率とすること、(二)中小企業等協同組合法によつて設立された法人の所有する小型四輪車トラック、三輪車トラック及び二輪車に対する自動車税を撤廃すること、(三)資本金二百万円以下の一般法人及び個人の所有する小型四輪車トラック等に対する自動車税を現行税率にすべく置くこと、(四)固定資産税の中、一般償却資産の免税点を現行三万円から三十万円に引き上げること等の軽減措置を講ぜられたいとの請願。

第一八六〇号 昭和二十九年三月十一日受理

地方税軽減に関する請願

請願者 東京都文京区新諏訪町 一三クリーニング商工業協同組合理事長 赤羽長一郎外五十五名 上條 愛二君

紹介議員 上條 愛二君

この請願の趣旨は、第一八四五号と同じである。

第一八六六号 昭和二十九年三月十一日受理

バス事業に対する事業税の外形標準課税撤廃に関する請願(三通)

請願者 静岡県三島市四九四 豆鉄道株式会社専務取締役 大場金太郎外二名

この請願の趣旨は、第一七八二号と同じである。

第一八六七号 昭和二十九年三月十一日受理

バスの自動車税軽減に関する請願(三通)

請願者 静岡県三島市四九四 豆鉄道株式会社専務取締役 大場金太郎外二名

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第一七八二号と同じである。

第一八七〇号 昭和二十九年三月十一日受理

遊興飲食税の一部を市町村に還元するの請願

請願者 福島県白河市長 中目 瑞男

紹介議員 鶴見 祐輔君

この請願の趣旨は、第一七五四号と同じである。

第四九二号 昭和二十九年三月四日受理

都市警察存置に関する陳情

陳情者 静岡県島田市議会議長 田中幸一

政府の意図する警察法改正は、警察の合理化、能率化に名をかり、市町村自治体警察を廃止して府県単位の警察制度を創設し、一切の人事権指揮権を政府の手中に掌握し中央に偏属しようとするものであり、かくては日本国憲法、地方自治法、警察法を貫く民主主義にもとり地方自治を破壊に導くものであるから、都市警察を存置せられたいとの陳情。

第四九七号 昭和二十九年三月五日受理

国庫納付金制度廃止に関する陳情

陳情者 福島県平市長 諸橋久太郎

昭和二十九年年度予算編成に際し決定をみた、競輪等による国庫納付金制度の廃止をすみやかに実現せられたい。なお一部において納付金制度の廃止に反対し、あるいは、廃止決定の場合は、地方自治体から本事業による収益の大半を別途支出せしめて自転車振興費を含む機械工業振興費に充当しようとする動きがあるが、現下地方財政の窮乏を救う唯一の貴重な財源を、機械工業面のみに提供することは、矛盾しているから、このような運動に対しては、全国競輪施行者一同が反対であるとの陳情。

第四九九号 昭和二十九年三月六日受理

国庫納付金制度廃止に関する陳情

陳情者 福島県平市長 諸橋久太郎

陳情者 埼玉県知事 大沢雄一外
八名

この陳情の趣旨は、第四九七号と同じである。

第五〇一号 昭和二十九年三月八日
受理

国庫納付金制度廃止に関する陳情

陳情者 茨城県水戸市長 山本敏
雄外二名

この陳情の趣旨は、第四九七号と同じである。

第五〇六号 昭和二十九年三月九日
受理

市町村自治体警察存置に関する陳情

陳情者 東京都八王子市長 小林
吉之助外一名

政府の意図する警察法改正は治安責任の明確化によつて運営の合理化、能率化に名をかり全部の人事権、指揮権をその手中に掌握して、中央集権化を図り、市町村自治体警察の廃止を強行しようとするものであつて、日本国憲法の保障する「主権在民」の思想を基礎とする地方自治権尊重の精神に背反するものであり、民主政治にもとり地方自治の根底を破壊するものであるから、市町村自治体警察を存置せられたとの陳情。

第五一二号 昭和二十九年三月十一日
受理

警察制度改革反対に関する陳情
陳情者 青森市議会議長 伊東善
五郎

政府の意図する警察法改正は、新憲法に基き民主警察育成に多大の犠牲を払つてきた地方自治体の努力を無視し、警察権の中央集中を図るものであつて、地方自治の根本を破壊する虞があるから、今回の警察法改正には絶対反対であるとの陳情。

第五一三号 昭和二十九年三月十一日
受理

都市警察存置に関する陳情

陳情者 大阪市東区杉山町無番地
財団法人大阪交通安全協
会長 栗本順三外二十五
名

この陳情の趣旨は、第四九二号と同じである。

第五一四号 昭和二十九年三月十一日
受理

警察制度改革反対に関する陳情

陳情者 石川県小松市議会議長
藤井栄次

この陳情の趣旨は、第五一二号と同じである。

第五一八号 昭和二十九年三月十一日
受理

バスの自動車税軽減に関する陳情

陳情者 東京都千代田区丸ノ内三
ノ四社団法人日本乗合自
動車協会長 伊能繁次郎

現行地方税の自動車税を五割引き上げようとしているが、これは地方交通に貢献しているバス事業の経営を危機に陥れるものであるから、自動車税五割値上げ、軽油車に特別増税等の措置を取り止めるとともに、バス特に営業用自動車税率等を他より低位にすること等の実現を図られたいとの陳情。

第五一九号 昭和二十九年三月十一日
受理

バス事業に対する事業税の外形標準課税撤廃に関する陳情

陳情者 東京都千代田区丸ノ内三
ノ四社団法人日本乗合自
動車協会長 伊能繁次郎

最近聞くところによると、運送業のうちバス事業に対しては今後引き続き外形標準課税形式を採用するよしであるが、これは全国バス事業者にとつてこの上ない不幸であるから、バス事業が現行地方税法の孤島に取り残されることのないように、是非とも昭和二十九年以降他の運送業と等しく先般の税制調査会の答申案通り所得課税に改められたいとの陳情。

昭和二十九年四月二日印刷

昭和二十九年四月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局